

14. へき地における医療提供体制の整備状況

都道府県	へき地医療支援機構(19年3月現在)		へき地医療 拠点病院数 (19年3月現在)	診療所数 (19年3月現在)	遠隔医療 (補助実績)			備考(無医地区数)	
	設置年月	設置場所			16'	17'	18'	(11年6月現在)	(16年12月現在)
1 北海道	18年4月	道庁(医療政策課)	19	66(41)	5	3	3	123	111
2 青森県	15年9月	県庁(医務業務課)	6	16(3)		2		28	22
3 岩手県	18年4月	県庁(医療国保課)	1	38(8)			1	24	25
4 宮城県	15年10月	県庁(保健福祉部医療整備課)	1	14(6)				23	19
5 秋田県	15年4月	平鹿総合病院(秋田県厚生連)	5	20(12)		3	6	16	16
6 山形県	16年12月	県庁(健康福祉部健康福祉企画課)	4	23(6)				9	9
7 福島県	16年1月	県庁	2	25(7)	5	3		31	17
8 茨城県	15年4月	県立中央病院	4	7(1)				23	23
9 栃木県	15年4月	県庁	7	10(5)			1	15	13
10 群馬県	15年6月	県庁	2	9(7)			2	8	6
11 埼玉県				2					
12 千葉県				1		3	1		
13 東京都	17年4月	都庁(福祉保険局医療政策部救急災害医療課)	1	16(3)	1	1	1		
14 神奈川県				3					
15 新潟県	14年4月	県庁	7	38(25)		1	1	32	36
16 富山県	15年8月	県庁(厚生部医務課)	6	3				6	7
17 石川県	15年4月	県庁(健康福祉部医療対策課)	6	15				14	12
18 福井県	15年4月	県立病院	3	13(2)	3		1	10	8
19 山梨県	未定		4	11(3)				13	10
20 長野県	未定		6	49(22)		1		20	19
21 岐阜県	15年12月	県総合医療センター	10	52(7)		1		13	10
22 静岡県	14年9月	県立総合病院	3	14(11)	1	1		17	13
23 愛知県	14年4月	愛知県がんセンター愛知病院	7	8(7)	1		1	21	19
24 三重県	15年4月	県庁(健康福祉部)	5	24(22)				5	4
25 滋賀県	15年10月	湖北総合病院(伊香郡病院組合)	2	12				4	4
26 京都府	15年4月	府立与謝の海病院	9	16(7)		2		15	11
27 大阪府				2		3	4		
28 兵庫県	15年4月	但馬長寿の郷	4	38(18)			1	10	9
29 奈良県	15年4月	県立五條病院	3	13(1)	1			9	9
30 和歌山県	15年10月	県庁(福祉保健部健康局医務課)	3	38(13)	1	1	1	25	18
31 鳥取県	未定		1	8(7)	1	1		6	3
32 島根県	15年5月	県庁(医療対策課医療確保対策室)	15	38(11)		1	2	36	27
33 岡山県	14年4月	岡山済生会総合病院(済生会)	8	46(17)	1	1		32	29
34 広島県	13年12月	県立広島病院	7	17(8)		1		58	56
35 山口県	14年5月	県立総合医療センター	5	40(27)				13	10
36 徳島県	13年4月	県立中央病院	5	16(1)				18	19
37 香川県	15年4月	県立中央病院	20	21(7)	6	5	3	8	6
38 愛媛県	14年4月	県立中央病院	10	46(7)				14	9
39 高知県	15年4月	県庁(医師確保推進室)	7	27(11)	3	1	2	52	48
40 福岡県	16年3月	県庁(保健福祉部)	3	8(7)		1		22	23
41 佐賀県	未定			7(5)					1
42 長崎県	15年4月	(離島・へき地医療支援センター)	8	60(35)				6	4
43 熊本県	15年9月	球磨郡公立多良木病院	3	17(13)				19	18
44 大分県	15年8月	県庁(医務課)	10	30(18)	5	1		43	38
45 宮崎県	15年4月	県庁(医療業務課)	3	18(12)				29	22
46 鹿児島県	14年7月	霧島市立医師会医療センター	13	47(29)				36	16
47 沖縄県	14年4月	県庁(福祉保健部医務・国保課)	5	28(28)	2			8	7
合計		平成19年3月現在39か所設置	253	1,070(480)	42	36	31	914	786

※ 診療所数欄はへき地診療所数及び国民健康保険直営診療所数の合計、()はへき地診療所数の再掲

へき地保健医療対策予算の概要

I 予定額

(平成19年度予算額) (平成20年度予定額)
 [2,321百万円 → 2,877百万円] (対前年度 556百万円増)

II 内容

- (1) へき地医療支援機構の運営 [472百万円 → 333百万円]
 都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を行う。
 (41か所 → 41か所)
- (2) へき地医療拠点病院等の運営 [1,574百万円 → 1,518百万円]
 へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
- へき地医療拠点病院運営費 (162か所 → 162か所) 719百万円 → 633百万円
 へき地保健指導所運営費 (43か所 → 42か所) 65百万円 → 65百万円
 へき地診療所運営費 (327か所 → 327か所) 789百万円 → 821百万円
- (3) へき地巡回診療の実施 [138百万円 → 138百万円]
 無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の経費について補助を行い、巡回診療を実施する。
- | | |
|-----------------|-----------|
| ア. 巡回診療車〔船〕(医科) | 91台 → 91台 |
| イ. 巡回診療車(歯科) | 42台 → 42台 |
| ウ. 離島巡回診療ヘリ(医科) | 3機 → 3機 |
| エ. 離島歯科診療班 | 30班 → 30班 |
| オ. 沖縄へき地歯科診療班 | 1班 → 1班 |
- (4) へき地医療情報システム等 [137百万円 → 150百万円]
 ア. へき地医療情報システム 77百万円 → 90百万円
 へき地医療情報ネットワークを活用した情報提供・情報交換等を円滑・効率的に実施するため、平成17年度に担当責任者(医師)を配置し、平成18年度にへき地・離島診療所に勤務する医師からの24時間診療相談体制を整備、平成19年度に相談担当の専門医を複数配置。
 また、地域医療へ従事する医師の確保を図るため、医療機関を退職した医師を活用し再就業の支援を目的とした再教育を行うための講習会を行っているところ。
 なお、平成20年度においては、緊急臨時的医師派遣に応じる退職医師等を対象とする研修に係る経費を盛り込んだところ。
- | | |
|--------------------|---------------|
| イ. へき地診療支援システム等 | 60百万円 → 60百万円 |
| (ア) へき地診療所サポートシステム | 33か所 → 33か所 |
| (イ) 静止画像等伝送システム | 19か所 → 19か所 |
| (ウ) 特定地域保健医療システム | 16か所 → 16か所 |
- (5) 産科医療機関の運営 [0百万円 → 738百万円]
 分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。

＜パブリックコメント抜粋＞

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）等

1. 改正の経緯

(1) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)においては、都道府県が策定する医療計画に記載された救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児医療を担う医療法人を社会医療法人として認定することとしたところ。

法においては、社会医療法人に係る公的な運営に関する要件を厚生労働省令で定めることとされていることから、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)において当該要件を定めることとした。

(2)～(4) 略

2. 改正の内容

上記の経緯に基づき、規則を以下のとおり改正する。

1. 社会医療法人に係る公的な運営に関する要件について

(1) 社会医療法人に係る公的な運営に関する要件は、以下のいずれにも該当することとする。

① 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

ロ 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会において、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会において選任すること。また、評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

ハ 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの(以下「公益法人等」という。))を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とすること。

ニ その理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

ホ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療

法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

ヘ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

ト 毎会計年度の末日における遊休財産額は、当該会計年度に行った病院、診療所又は介護老人保健施設の業務（以下「本来業務」という。）と同一の内容及び規模の業務を翌会計年度においても引き続き行うために必要な額として直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業費の額を超えてはならないこと。

チ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。

リ 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

② 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療に係る収入金額（労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進事業実施者が行う健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）及び助産に係る収入金額（一の分娩に係る助産について50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

(2)(1)①トに規定する遊休財産額は、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

イ 本来業務の用に供する財産

ロ 附帯業務の用に供する財産

ハ 収益業務の用に供する財産

ニ イからハに掲げる業務を行うために保有する財産

ホ イからハに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

へ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のための特別な支出に充てるために保有する資金

(3) 社会医療法人に係る認定を受けるための申請書に添付する救急医療等確保事業に関する要件に該当することを説明する書類について、申請時の直近に終了した会計年度のものとしていたところを、直近3会計年度のものとする。

(4) 都道府県知事に対して届出を行う場合に副本を添付し、閲覧に供する書類として、
(1) ①二に規定する支給の基準を定めた書類及び(2)に規定する保有する資産の明細表を追加する。

2～4 略

5. 施行期日等

(1) 本省令案の施行を平成20年4月1日（予定）とする。

(2) 略

<パブリックコメント>

医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める告示（案）

1. 制定の経緯

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）により、新たに社会医療法人制度が創設されたところ。

本告示は、厚生労働大臣が定めることとされた社会医療法人が行う救急医療等に係る基準を定めるものである。

2. 告示の内容

1. 社会医療法人が行う救急医療等に係る基準

法第42条の2第1項第5号において厚生労働大臣が定めることとされた社会医療法人が行う救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療に係る構造設備、体制、実績に関する基準を以下のように定める。

(1) 救急医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務について、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

診察室、処置室、専用病室及びエックス線診療室その他の救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。ただし、精神科救急医療にあっては、診察室及び処置室その他の精神科救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院が次のいずれにも該当すること。ただし、精神科救急医療にあっては、その所在地の都道府県が作成する医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されており、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。

イ その所在地の都道府県が作成する医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。

② 当該業務の実績

当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療にあっては、当該会計年度前3会計年度において精神疾患に係る時間外等に診療した件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地が属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を1万で除した数に7・5を乗じて得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ 当該会計年度前3会計年度における初診料が算定された件数に占める診療時間以外の時間、休日又は深夜（以下「時間外等」という。）において初診を行った場合の加算が算定された件数の割合（（2）③イにおいて「時間外等加算割合」という。）が100分の20以上であること。

ロ 当該会計年度前3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）若しくは休日に救急自動車及びこれに準ずる車両による搬送を受け入れた件数を3で除した数（（2）③イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が750以上であること。

（2）災害時における医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務について法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

次のいずれにも該当すること。

イ 集中治療室及び備蓄倉庫、簡易ベッド及び携帯用医療機器並びに食料、飲料水及び医薬品その他災害時における医療を行うために必要な施設（診療を行う施設にあっては、耐震構造を有するものとする。）、設備及び物資を有すること。

ロ 災害時において当該病院の近接地にヘリコプターの離発着が可能な敷地を確保すること。

ハ 厚生労働省に登録された災害派遣医療チームを有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ その所在地の都道府県が作成する医療計画において災害時における医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。

③ 当該業務の実績

当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が100分の16以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が600以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国からの災害派遣医療チームの派遣の要請があった場合に、これに応じたこと。ただし、要請に応じなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(3) へき地の医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務について法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

次のいずれかに該当すること。

イ その所在地の都道府県内のへき地に医師を派遣し、又は巡回診療を行う病院（以下「へき地病院」という。）にあつては、へき地からの入院患者の受入れのための病室その他のへき地の医療に必要な施設及び設備を有すること。

ロ へき地の診療所（以下「へき地診療所」という。）にあつては、診察室、処置室及び医師住宅その他のへき地の医療に必要な施設及び設備を有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院又は診療所がその所在地の都道府県が作成する医療計画においてへき地の医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあつては、当該病院において、へき地からの入院患者の受入れのための病室その他の必要な施設及び設備を有し、かつ、へき地からの入院患者を受け入れる体制を常に確保すること。

③ 当該業務の実績

当該病院又は診療所が次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地に対する医師の延べ派遣日数が53日以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が53日以上であること。

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が209日以上であること。

(4) 周産期医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号ニに掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務について法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

母体胎児集中治療管理室及び分娩監視装置その他の産科医療に必要な施設及び設備並びに新生児集中治療管理室及び新生児用呼吸循環監視装置その他の新生児に係る医療に必要な施設及び設備を有すること。

② 当該業務を行うための体制

次にいずれにも該当すること。

イ 当該病院がその所在地の都道府県が作成する医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。

ロ 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制（緊急帝王

切開術を実施する体制を含む。)を常に確保すること。

③ 当該業務の実績

当該病院について、次のいずれにも該当すること。

- イ 当該会計年度前3会計年度における分娩実施件数を3で除した数が500以上であること。
- ロ 当該会計年度前3会計年度における母体搬送受入件数を3で除した数が10以上であること。
- ハ 当該会計年度前3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算が算定された件数が3以上であること。

(5) 小児医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号ホに掲げる小児医療の確保に必要な事業に係る業務について法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

診察室、処置室及び小児専用病室その他小児救急医療に必要な施設及び設備を有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院が次のいずれにも該当すること。

- イ その所在地の都道府県が作成する医療計画において小児救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。
- ロ 小児の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。

③ 当該業務の実績

当該病院において当該会計年度前3会計年度における6歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合の加算が算定された件数に占める時間外等に6歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合の加算が算定された件数の割合が100分の20以上であること。

2. 施行日

本告示は平成20年4月1日から適用する。

※ただし、平成20年度においては、(1)③「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度の前会計年度」と、「件数を3で除した数」とあるのは「件数」と、「7・5」とあるのは「2・5」と、(4)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度の前会計年度」と、「件数を3で除した数」とあるのは「件数」と、「3以上」とあるのは「1以上」と、(5)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度の前会計年度」とし、平成21年度においては、(1)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度前2会計年度」と、「3で除した」とあるのは「2で除した」と、「7・5」とあるのは「5」と、(4)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度前2会計年度」と、「3で除した」とあるのは「2で除した」と、「3以上」とあるのは「2以上」と、(5)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度前2会計年度」とする。

未定稿

平成〇〇年〇〇月〇〇日
医政発第〇〇〇〇〇〇号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

社会医療法人の認定について

本年〇月〇〇日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第〇〇号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第〇〇号。以下「告示」という。）を、本年〇月〇〇日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制

の確保を図るものである。

第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

1 役員親族等について（法第42条の2第1項第1号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各役員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 社団たる医療法人の社員親族等について（法第42条の2第1項第2号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各社員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 財団たる医療法人の評議員親族等について（法第42条の2第1項第3号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各評議員の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）

- (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。）のうち、1以上（2以上の

都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図ることが見込まれること。

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について(法第42条の2第1項第5号関係)

当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

なお、災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)

(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の2第1項第1号関係)

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。
- ② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会において、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会において選任すること。また、評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。
- ③ 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)(以下「公益法人等」という。))を除く。)の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。
イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

④ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑤ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団である場合にあつては、その社員

ハ 当該医療法人が財団である場合にあつては、その設立者又は評議員

ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

⑥ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益

- 財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

- ⑦ 毎会計年度の末日における遊休財産額（当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の価額の合計額をいう。以下同じ。）は、当該会計年度に行った事業と同一の内容及び規模の事業を翌会計年度においても引き続き行うために必要な額として、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業費の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び②において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。）の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有資産の明細表は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

- イ 法第39条第1項に規定する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産
- ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産
- ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産
- ニ イからへまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからへまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の

買入代金等を含む。)

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のための特別な支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑧ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ 株式

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ 民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ 外国の法令に基づく財産であつて、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑨ 直近の3会計年度において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であつて、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若し